第51回

豪雪地帯町村議会議長全国大会

要　望　書

令和８年11月11日

全国豪雪地帯町村議会議長会

目　　次

宣　　言 …… 1

決　　議 …… 3

令和９年度豪雪地帯の振興に関する要望

第１　豪雪地帯対策の充実強化 …… 7

第２　冬期交通・通信の確保 …… 8

第３　農林業及び産業振興対策の強化 …… 10

第４　学校教育施設・生活環境施設・社会福祉施設等の整

備及び医療対策の強化 …… 11

第５　定住・居住環境の向上 …… 12

第６　消防・防災体制及び雪害対策の強化 …… 13

第７　調査・研究等の総合的な推進 …… 14

第８　税財政措置の確保 …… 15

宣　　言

豪雪地帯は、豊かな土地、清澄な水資源、優れた自然環境等に恵まれており、これらを有効に活用し、地球温暖化の防止、水源涵養、食料生産、国土保全など、国民生活の根底を支える公益的機能を果たしている。

しかしながら、積雪寒冷という厳しい自然条件下にある豪雪地帯町村においては、人口減少や高齢化の進行により除排雪の担い手不足が深刻化する中で、高齢者を中心とした除排雪作業中の死傷事故や積雪による空き家の倒壊等の問題が生じている。

また、近年の気候変動の影響による降雪の変化等により、幹線道路での車両の立ち往生や孤立集落、農業施設被害等をもたらし、地域住民の生活や社会経済活動に深刻な事態を招いており、早急な対応が求められている。

このような状況において、豪雪地帯町村が人口減少の克服と地方創生を実現し、安全・安心で、雪と親しみ、雪と共生した魅力ある地域社会の形成に寄与するためには、これまで以上に国、自治体、関係機関とが連携して、効果的かつ効率的な振興対策を展開することが不可欠である。

よって、全国豪雪地帯町村議会議長会は、本日、「第51回豪雪地帯町村議会議長全国大会」を開催し、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

以上、宣言する。

令和８年11月11日

第51回豪雪地帯町村議会議長全国大会

決　　議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、国において、令和９年度の豪雪地帯の振興に当たっては、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記事項を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

一　豪雪地帯対策の充実強化
一　冬期交通・通信の確保
一　農林業及び産業振興対策の強化
一　学校教育施設・生活環境施設・社会福祉施設等の整備及び医療対策の強化
一　定住・居住環境の向上
一　消防・防災体制及び雪害対策の強化
一　調査・研究等の総合的な推進
一　税財政措置の確保

以上、決議する。

令和８年11月11日

第51回豪雪地帯町村議会議長全国大会

令和９年度豪雪地帯の振興に関する要望

第１　豪雪地帯対策の充実強化

１　豪雪地帯対策の推進

豪雪地帯対策基本計画に基づく豪雪地帯対策の推進に当たっては、道府県計画を最大限尊重し、総合的な豪雪対策を推進すること。

２　地方創生の推進

⑴　地方創生関連施策の推進に当たっては、豪雪地帯町村の特性や実情に配慮すること。

⑵　人口減少の克服と地方創生のため、豪雪地帯町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、地方財政計画に計上する地方創生関係事業費を大幅に拡充すること。

⑶　地域未来交付金については、地場産業の振興をはじめ町村がこれまで取り組んできた地方創生事業を継続・強化できるよう、予算額及び対象を拡充すること。

さらに、地域未来交付金等を補完し多様な地域課題に迅速・柔軟に対応するために創設される地域未来推進費についても、十分な予算額を確保すること。

第２　冬期交通・通信の確保

１　道路交通の確保

⑴　積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基づき、安全で円滑な道路交通の確保を着実に実施すること。

⑵　雪寒道路の指定の拡大を図るとともに、その除排雪、防雪及び凍雪害防止対策に係る財政措置を強化すること。

また、大雪時の交通ネットワークを確保するため、関係機関及び事業者間の連携強化を図るなど、積極的な支援策を講じること。

⑶　近年の気候変動の影響による降雪の変化等を踏まえ、安定的な除排雪体制を確保するため、自由度の高い運用が行える除雪基金を創設すること。

⑷　除雪車のオペレーターの高齢化等を踏まえ、担い手確保に向けた支援を行うこと。

また、国が率先して除排雪の自動化・省力化などにつながる克雪技術の研究・開発・普及を進めるとともに、地域の取組に対する補助率を引き上げること。

加えて、道路除雪機械の整備･維持･普及および更新に係る財政措置を強化すること。

⑸　少雪時にオペレーターの人件費の一部を補填する基本待機料など、除雪体制維持のための経費に対する支援制度を創設すること。

⑹　豪雪地帯に暮らす住民の安全･安心な道路交通を確保するため、国土強靭化実施中期計画に位置付けられた事業を着実に実施できるよう、必要な予算を安定的･継続的に確保すること。

⑺　特別豪雪地帯における基幹的市町村道改築の道府県代行事業を積極的に推進するため、必要な財源を確保すること。

⑻　冬期における安全な道路交通を確保するため、除雪に対応した堆雪幅の確保や流雪溝、消融雪施設等の整備を強化すること。

⑼　豪雪時における雪捨て場、一時堆積場所の確保をはじめとする道路と住宅の総合的雪処理を推進すること。

⑽　大雪による集落の孤立を未然に防ぐ道路対策などについて、調査研究を充実するとともに、雪による道路交通遮断の防止方策、迅速な復旧体制の確立等に対して、万全の対

策を講じること。

⑾　中東情勢の影響に伴う原油価格高騰の影響等を考慮しながら、冬期においても道路除排雪が滞りなく行えるよう、万全な支援策を講じること。

2　鉄道・バス交通の確保

⑴　豪雪地帯における鉄道輸送を確保するため、防除雪設備を整備すること。

⑵　豪雪地帯のバス路線を確保するため、防除雪設備及び体制並びに地方バス路線運行維持対策を強化すること。

3　通信の確保

豪雪地帯を含む条件不利地域における光ファイバ等の基盤整備や災害時における通信機能の停滞を防ぐため、デジタルインフラ整備推進事業に係る必要な財政支援を強化すること。

第３　農林業及び産業振興対策の強化

１　農林業振興対策の強化

⑴　冷涼な気候条件を活かした農業の生産性向上を図るため、農業農村整備事業の所要額を確保すること。

　また、大雪災害時においては、事業者の早期経営再建に向け、被災施設の再建や修繕、果樹の改植等に係る支援、農産物被害等への支援など十分な措置を講じること。

⑵　豪雪地帯に適した林業の推進を図るため、森林整備事業及び治山事業の所要額を確保すること。

　また、豪雪に起因する造林被害に対して、復旧助成措置を充実強化すること。

２　産業振興対策等の強化

⑴　雪資源などの環境資源を積極的に活用した計画的な地域振興策を推進するため、スキー、スケート場等のレクリエーション施設の整備事業に対する財政措置を充実すること。

⑵　少雪により事業収入が減少した観光業をはじめとする事業者に対して、事業が継続できるよう、支援策を講じること。

⑶　豪雪地帯における雇用の拡大を図るため、通年雇用を推進するとともに、雇用主への支援制度や冬期の季節的業務に従事する労働者に対する援護措置を充実すること。

⑷　豪雪地帯における給油所（ガソリンスタンド等）は、除雪車等への給油のほか、移動手段を持たない高齢者等への灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域における燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。

第４　学校教育施設・生活環境施設・社会福祉施設等の整備及び医療対策の強化

１　学校教育施設の整備等の促進

⑴　耐雪耐寒構造の学校教育施設、屋内社会体育施設等の整備を促進すること。

⑵　冬期通学困難地域については、スクールバスの整備など、就学を確保するための設備配置に必要な措置を講じること。

⑶　特別豪雪地帯における教育機会の確保を図るため、公立小・中学校の分校舎等についての新築・改築等が着実に実施できるよう、必要な財源を確保すること。

２　生活環境施設の整備促進

⑴　融雪・流雪機能を装備した下水道施設など、豪雪地帯に適合した生活環境施設の整備に係る財政措置を充実すること。

⑵　消流雪用水の安定した供給を図るため、雪対策ダム事業、消流雪用水導入事業を促進すること。

３　社会福祉施設の整備等の促進

⑴　社会福祉施設の整備については、豪雪地帯の実態を踏まえ、所要の財政措置を講じること。

⑵　社会福祉施設に係る除雪経費の財政措置を充実するとともに、対象地域を豪雪地帯全域に拡大すること。

４　医療対策の強化

無医地区等における冬期の医療体制を強化するため、へき地診療所の運営に係る財政措置を充実すること。

特に、情報通信機器等を利用した診療連携の推進、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備を行い、へき地医療の確保及び医療水準の向上を図ること。

第５　定住・居住環境の向上

１　快適なまちづくり

町村における雪処理の円滑化を図り、雪に強く、快適なまちづくりを進めるため、市街地再開発、土地区画整理事業等を積極的に推進すること。

また、消融雪熱源の確保、流雪溝等の面的整備など、除排雪事業の総合的な推進を図ること。

２　居住環境の向上

⑴　除排雪等における安全対策を強化するため、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の期間期限を撤廃し、その額を拡充するとともに、手続きの簡素化を図ること。

⑵　屋根雪下ろし等の死傷事故防止等のため、既存住宅に対する命綱固定アンカー設置支援を推進するとともに、除排雪作業の自動化・省力化等、負担軽減に向けた技術的・財政的支援の強化を図ること。

⑶　豪雪地帯に暮らす住民が安心・安全に暮らせるよう、雪下ろしをしなくてすむ克雪住宅の普及を促進するとともに、財政支援の充実を図ること。

⑷　雪処理の担い手の確保・育成のため、建設業団体その他非営利団体との連携等による除排雪の体制整備に対する支援策を講じること。

⑸　積雪に伴う空き家の倒壊等により発生する危害を防止するため、空き家の除排雪を円滑に実施できるよう必要な財源を確保すること。

⑹　豪雪地帯等の太陽光発電に不利な地域においても、新築住宅に係るネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入、既存住宅に係る高断熱性能の確保や太陽光発電設備等の設置、並びに建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化が促進されるよう、十分な支援策を講じること。

第６　消防・防災体制及び雪害対策の強化

１　消防・防災体制の強化

⑴　冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防防災施設及び設備の整備に係る財政措置を充実すること。

⑵　降雪期の地震災害に対処するため、積雪地帯における地震防災対策及び復旧等援護対策を早期に確立すること。

⑶　急激な気候変動時における遭難者の救援体制及び広域応援体制の整備に関する技術的・財政的支援を行うこと。

⑷　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生時において、積雪寒冷地特有の被害を最小限に抑えるため、降雪時を踏まえた避難関係施設の整備、緊急輸送ルート及び電力・ガスの供給の確保等に係る必要な支援を行うこと。

２　雪害対策の強化

⑴　雪崩災害を防止するため、危険箇所の雪崩防止施設の整備を推進するとともに、監視装置の設置や警戒避難体制の確立など、総合的な雪崩対策を展開すること。

　また、治山事業による雪崩の防止対策も強化すること。

⑵　雪崩等による土砂災害を防止するため、雪対策砂防モデル事業を促進するとともに、事業量を拡大すること。

⑶　地吹雪による被害を未然に防ぐため、予報・警備体制を強化するとともに、防雪柵、待避駐車場など、地吹雪対策設備の整備促進を図ること。

第７　調査・研究等の総合的な推進

１　まちづくり方策の調査研究

豪雪地帯対策を総合的・計画的に推進し、地域の発展と住民生活向上を図るため、雪国の抱える課題と現状を踏まえた、まちづくりの方策を調査研究すること。

２　調査研究の充実・強化

⑴　国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センターにおける調査研究を充実させること。

特に、近年の異例の降雪による雪害等を踏まえ、雪氷災害発生予測システムをはじめとする雪氷災害予防技術の研究の充実を図ること。

⑵　「産・官・学」一体となった共同研究など、総合的かつ効果的な調査研究体制を確立すること。

⑶　雪資源を積極的に活用するため、克雪・利雪・親雪に関する調査研究を推進すること。

また、雪の冷熱エネルギー活用技術を更に発展させるとともに、その活用を図るための事業を促進すること。

⑷　安価で環境負荷の少ない凍結防止剤等の開発を推進すること。

⑸　近年の気候変動の影響による短期集中的降雪に迅速に対応するため、気象予測に関する調査研究を推進するとともに、地域住民が速やかに適切な行動がとれるよう、情報発信を強化すること。

３　総合的な情報システムの構築

豪雪地帯における住民の生活及び諸活動の安全性と利便性を向上させるため、関係機関が連携し、道路・交通情報、気象情報、地域情報、生活情報など、雪に関する各種の情報を提供する総合的な雪情報システムの構築を図ること。

第８　税財政措置の確保

１　地方交付税の配分強化等

⑴　豪雪対策事業に必要な財源を安定的に確保するため、地方交付税の算定に当たっては、豪雪地帯の実態を的確に反映すること。

　また、寒冷補正の見直しを図り、傾斜配分を強化すること。

⑵　大雪時において、地方自治体の負担が増大しないよう、特別交付税や市町村道除雪費補助の臨時特例措置など必要な追加措置を早期に講じること。

２　豪雪対策関係地方債枠の改善充実

⑴　豪雪対策事業を推進するため、防災対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の所要額を確保するとともに、一般補助施設整備等事業債の豪雪対策整備事業分については、起債枠を拡大すること。

⑵　除排雪に係る円滑な資金繰りに資するため、除排雪経費を対象とする特例債を創設すること。

３　国税、地方税の特例制度の創設等

⑴　雪国の生活実態を考慮し、屋根の雪下ろしに係る雑損控除制度を充実させること。

⑵　豪雪地域における新築住宅は、建設費が一般地域に比べて高額なため、固定資産税の軽減措置の拡充を図ること。

⑶　小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準額の特例措置に関して、豪雪地帯については、雪処理スペースを考慮し、その対象面積を拡大する措置を新たに講じること。

４　公共事業の適期施行確保

豪雪地帯における公共事業の適期施行を確保するため、補助事業とこれに対する起債配分の早期決定等、適切な措置を講じるとともに、大雪の影響による事業等の繰り越しについては、弾力的に対応すること。